

## そ の 他

平成23年5月10～12日『停滞前線による出水』速報	1
災害対策用機械の配備	5
災害時における相互協力に関する基本協定	7
災害時における情報交換に関する協定書	8

1. 降雨状況

山陰地方では、台風1号の湿った空気により停滞前線が活発となり、5月11日(0時～24時)の降雨は出雲地点(気象庁)で日降水量(209.5mm)となり、観測史上最高の値を記録しました。

このため島根県内では、学校の休校や道路の通行規制、土砂災害等の避難勧告が出されました。

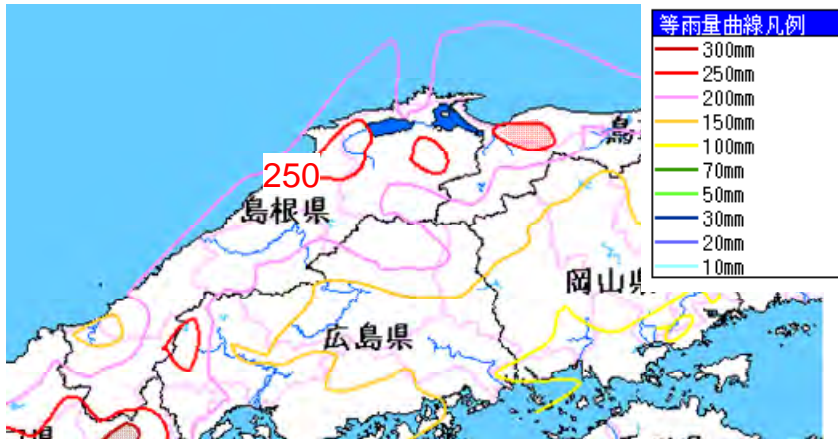


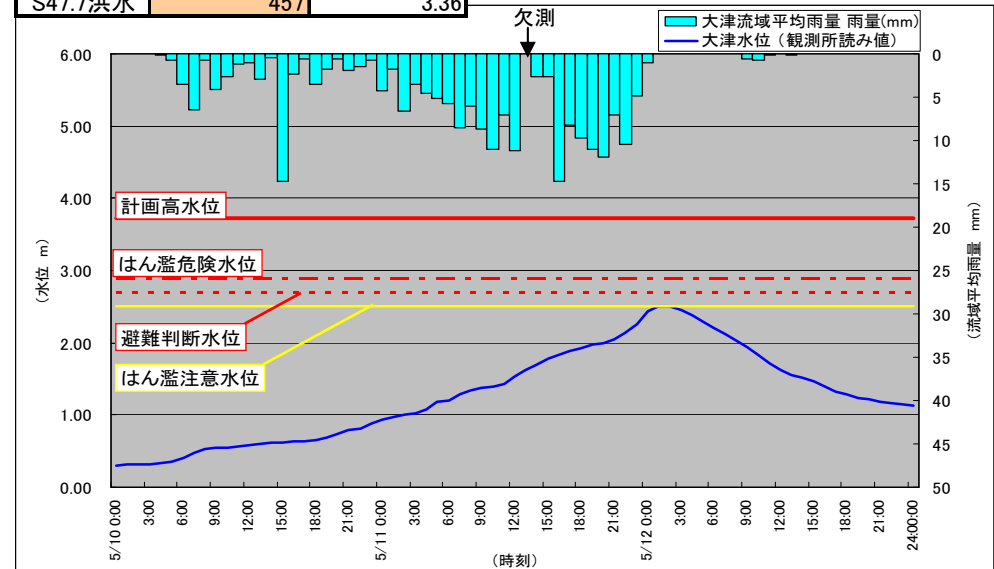
図.72時間等雨量曲線(2011/5/11 0:00～5/13 0:00)

2. 降雨と水位の関係(大津地点)

	大津流域	大津水位
	72時間雨量 (mm)	観測所読み値 (m)
H23.5出水	222	2.50
H18.7洪水	344	3.45
S47.7洪水	457	3.36

※数値等については速報のため暫定値

この度の出水は、日降水量は大きいものの、過去に被害をもたらした梅雨時期の出水と比較すると小さなものでした。

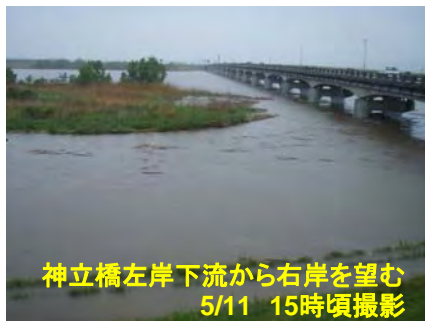


3. 出水状況写真

洪水による増水により、斐伊川の高水敷にある河川公園等が冠水しました。また、宍道湖・大橋川周辺の水位上昇により、田畑の浸水等も見られました。

4. 自治体への情報共有

今回の出水に伴い、出雲河川事務所では5月11日0:50から『注意体制』、河川水位が上がり始めた14:30に『警戒体制』とし、出水対応を行いました。また、水位上昇に伴い、5月11日21:30頃には雲南市、出雲市、斐川町に職員を派遣し、情報共有の強化に努めました。



事務所体制履歴

降雨・河川水位(高潮含む)及び尾原ダム、志津見ダム等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、非常体制を発令し、必要な人員等を確保します。

発令日時	体制	理由
平成23年5月11日 0:50	注意体制	尾原ダム流域内において流域平均累加雨量が50mmに達したため。
平成23年5月11日 6:20	注意体制	志津見ダム流域連続雨量が55mm以上かつ志津見ダム流入量が23m <sup>3</sup> /sを越えたため。
平成23年5月11日 14:30	警戒体制	(河川)灘分において水位がはん濫注意水位(2.80m)に達したため。

水防警報発表履歴

洪水や高潮による災害が発生する恐れがある場合に、水防団などに活動の目安となる水位等の情報を提供します。

河川名	水位観測所名	待機	準備	出動	指示	待機	解除
斐伊川	木次	5月11日 20:50	-	-	-	-	5月12日 13:20
斐伊川	新伊萱	5月11日 15:00	5月11日 22:30	5月12日 0:10	-	5/12 4:40	5/12 8:50
斐伊川	大津	5月11日 12:50	5月11日 22:30	5月12日 1:00	-	5/12 5:50	5/12 13:00
斐伊川	灘分	5月11日 7:10	-	5月11日 14:30	-	5/12 15:30	5/13 13:50
大橋川・宍道湖	松江	5月11日 15:50	5月12日 9:30	-	-	-	5/13 18:00
中海・境水道	中海湖心	-	-	-	-	-	-
神戸川	馬木	-	-	-	-	-	-

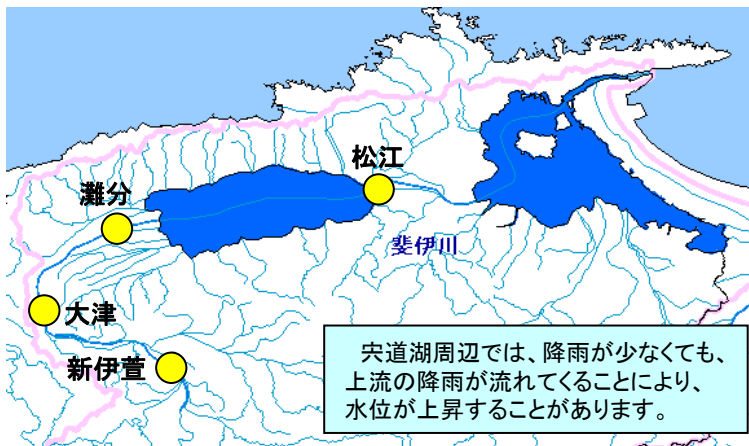
洪水予報発表履歴

洪水が発生する恐れがある場合に、気象庁と国土交通省が共同で雨量や水位の情報を周知します。

この度の出水では、はん濫注意水位を超え、更に水位上昇の恐れがあったため、**はん濫注意情報**を発表しました。

予報番号	種類	発表日	発表時刻	河川名
1	注意報	5月11日	15:50	斐伊川
2	注意報(解除)	5月12日	16:50	斐伊川

はん濫注意水位を超過した観測所(国管理)



用語と水位情報等の解説

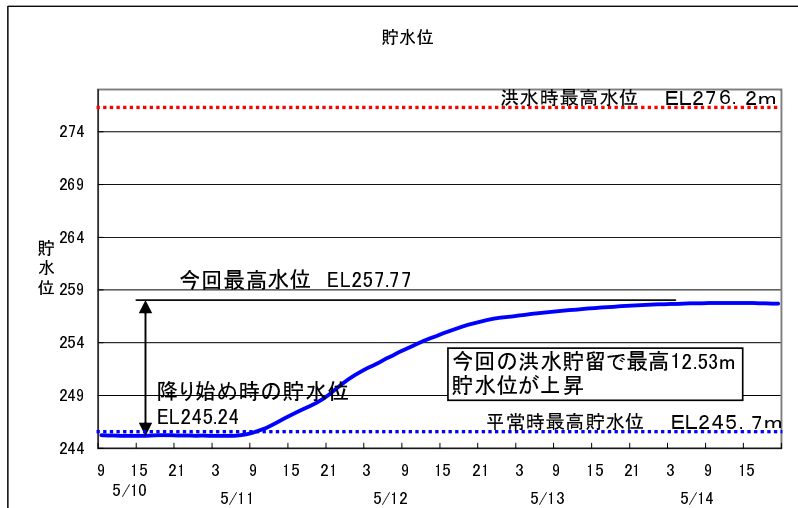
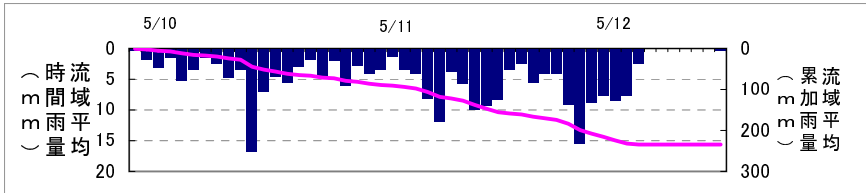


# 平成23年5月洪水

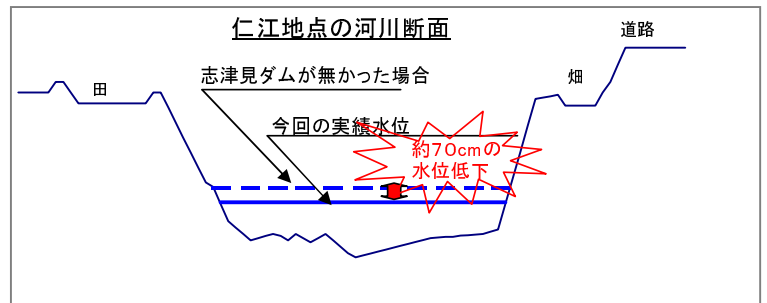
## 志津見ダム 速報

停滞前線の影響による大雨により、各地で大きな被害をもたらしました。  
 志津見ダム流域において降り始めからの雨量は、流域平均雨量で234.1ミリに達し、志津見ダムではこの間約9,700,000m<sup>3</sup>の洪水を貯留しました。  
 その結果、志津見ダムより下流12.9kmの仁江地点において、志津見ダムが無かった場合の河川水位（想定）より約70cmの水位低減が図られました。  
 【※各数値は速報値です。今後解析により数値を変更する場合があります。】

雨量グラフ 平成23年5月10日～12日

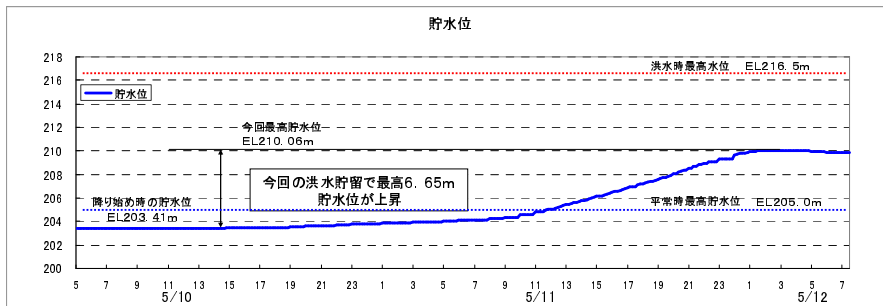
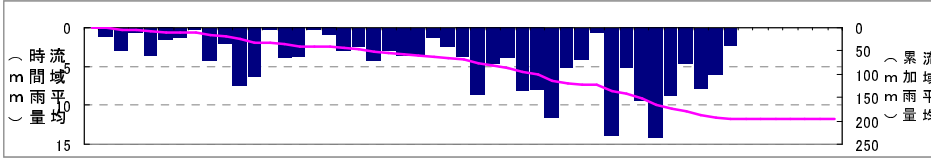


### 志津見ダムが無かった場合の河川状況の比較（仁江地点）

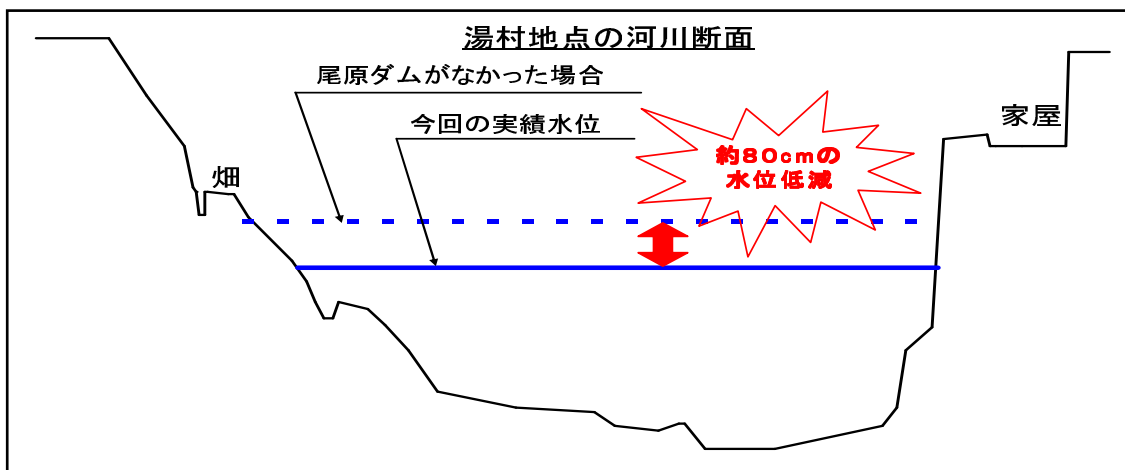


停滞前線の影響による大雨により各地で大きな被害をもたらしました。尾原ダム流域において降り始めからの雨量は流域平均雨量で、195.3ミリに達し、尾原ダムではこの間、約12,000,000m<sup>3</sup>の洪水を貯留しました。その結果、尾原ダムより下流6.7kmの湯村地点において、尾原ダムが無かった場合の河川水位（想定）より約80cmの水位低減が図れました。  
 【※各数値は速報値です。今後解析により数値を変更する場合があります。】

平成23年5月10日～12日



## 尾原ダムが無かった場合の河川状況の比較（湯村地点）



[情報提供]

## 災害対策用機械の配備について

### 1. 配備状況

3.11 東日本大震災にみられるように、近年各地で地震や水害・豪雪等の想定を超える大規模災害が頻発しています。

中国地方整備局では、堤防築堤や機械設備の整備等により災害に対する備えをしていますが、災害が発生した場合には、迅速かつ確実な復旧を行うために、災害対策用の機械を配備しています。

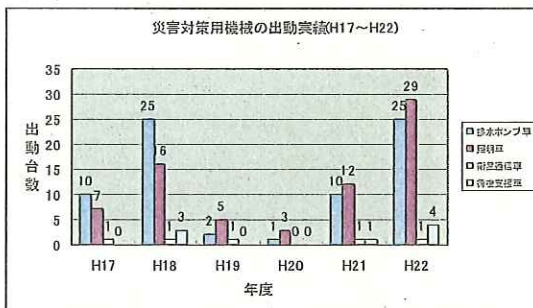
配備にあたり、主には中国技術事務所(広島市)を防災支援センターと位置づけ、山陽側の拠点とし、倉吉河川国道事務所(倉吉市)を山陰側の基地事務所として重点的に配備しています。

さらに河川及び道路系の各事務所へ災害対策用機械を配備しており、平成23年3月末現在で76台の災害対策用機械を配備しています。

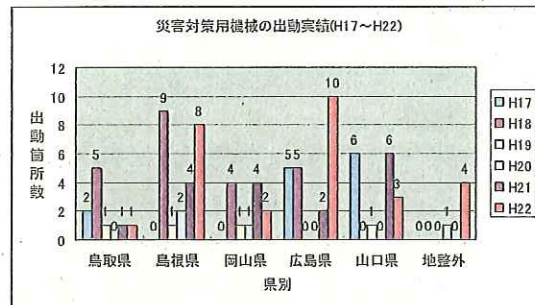
(災害対策用機械の配備状況を別添付資料に示します。)

### 2. 中国地方整備局の災害対策車の出動状況(道路災害を含む)

《出動台数データ》



《出動箇所数データ》



### 「平成22年3月～5月 東日本大震災」の対応状況



H22.3 排水ポンプ車による  
津波浸水箇所の排水支援  
(仙台空港付近[宮城県名取市])



H22.4 排水ポンプ車・照明車による  
津波で被災した排水機場での排水支援  
(宮城県本吉郡七ヶ浜町)



## 災害時における相互協力に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と鳥取県知事(以下「乙」という。)は、鳥取県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関する基本事項について、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、鳥取県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (相互協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策(被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。)その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携及び調整を行い、最大の協力を行うものとする。

2 甲は、鳥取県災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めるときは、速やかに当該鳥取県災害対策本部等に職員をオプゾバードとして派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

### (その他)

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要となる事項は、別の定めによるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成22年8月3日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

福田 功

乙 鳥取県 鳥取県知事

平井伸治

## 災害時における相互協力に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と島根県知事(以下「乙」という。)は、島根県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関する基本事項について、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、島根県が東西に長く、離島を有する地理的条件に加え、全国に先駆けて高齢化が進み中山間地域に災害時要援護者が多数生活している実態を考慮し、甲及び乙が連携を図り、島根県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するため初動段階から迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (相互協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策(被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。)その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大の協力を行うものとする。

2 甲は、島根県災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めるときは、速やかに当該島根県災害対策本部等に職員をオプゾバードとして派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

### (その他)

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要となる事項は、別の定めによるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成22年10月5日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

福田 功

乙 島根県 島根県知事

溝口善兵衛





## 災害時における情報交換に関する協定書の概要

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。 )と ○○○○ (以下「乙」という。 )は、○○○の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。 )の情報交換について、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、○○○○の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### (現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、○○○○災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### (平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

### (その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。